

第19章 その他の事項

本事業の実施に際しては、建築基準法等の法令に定める事項のほか、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」等のまちづくりに関する指針に定める事項を遵守するものとする。

【関係法令】

- ・建築基準法、都市計画法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、下水道法、ガス事業法、電気事業法、消防法、土壤汚染対策法、景観法
- ・大阪府福祉のまちづくり条例
- ・大阪府屋外広告物条例
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・大阪府景観条例
- ・吹田市環境まちづくり影響評価条例
- ・吹田市開発事業の手続等に関する条例
- ・吹田市景観まちづくり条例
- ・吹田市建築基準法施行条例
- ・吹田市環境基本条例
- ・吹田市環境の保全等に関する条例
- ・吹田市水道条例
- ・吹田市みどりの保護及び育成に関する条例
- ・吹田市産業振興条例
- ・吹田市下水道条例
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・その他立地施設毎の個別法令 等